

広島県グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成 19 年 3 月 19 日制定

令和 8 年 3 月 26 日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

(目 的)

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、グリーン経営を推進するトラック運送事業の認証制度に対し、会員事業者が認証登録又は更新登録した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）をいう。

(助成対象期間)

第 3 条 初回登録日又は更新登録日が令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間であり、令和 9 年 3 月 4 日までに交付申請書の提出があったもの。

なお、助成は申請順に行うこととし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

但し、前年度会費未納事業者は、助成対象外とする。

(助成金の交付額)

第 4 条 グリーン経営の認証登録又は更新登録に要した費用のうち、認証登録 70,000 円、更新登録 50,000 円を交付する。

ただし、交通エコモ財団へ複数事業所をまとめて申請された場合は、一申請となり、認証登録 70,000 円、更新登録 50,000 円を交付する。

なお、登録に要した費用（消費税抜き）が上記の助成金の額を下回る場合は、実費額（千円未満切り捨て）を交付する。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記載の上、会員事業者の所属する協会支部に提出する。

提出期限は、令和 9 年 3 月 4 日（必着）とする。

但し、初回登録日又は更新登録日が令和 8 年 9 月 30 日以前となる会員事業者の提出期限は、令和 8 年 12 月 10 日（必着）とする。

(助成金の返還)

第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑 則)

第7条 協会は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則

本要綱は、平成19年4月1日より施行する。

平成20年3月19日	一部改正	(平成20年4月1日施行)
平成21年3月18日	一部改正	(平成21年4月1日施行)
平成22年3月26日	一部改正	(平成22年4月1日施行)
平成23年3月23日	一部改正	(平成23年4月1日施行)
平成24年3月22日	一部改正	(平成24年4月1日施行)
平成25年3月21日	一部改正	(平成25年4月1日施行)
平成26年3月19日	一部改正	(平成26年4月1日施行)
平成27年3月20日	一部改正	(平成27年4月1日施行)
平成28年3月23日	一部改正	(平成28年4月1日施行)
平成29年3月23日	一部改正	(平成29年4月1日施行)
平成30年3月23日	一部改正	(平成30年4月1日施行)
平成31年3月22日	一部改正	(平成31年4月1日施行)
令和2年3月25日	一部改正	(令和2年4月1日施行)
令和3年3月24日	一部改正	(令和3年4月1日施行)
令和4年3月24日	一部改正	(令和4年4月1日施行)
令和5年3月23日	一部改正	(令和5年4月1日施行)
令和6年3月26日	一部改正	(令和6年4月1日施行)
令和7年3月26日	一部改正	(令和7年4月1日施行)
令和8年3月26日	一部改正	(令和8年4月1日施行)